

「金色の風」作付経営体登録要綱

(趣旨)

第1条 全国最高水準の品質・食味を確保するとともに、生産から出荷まで適正に管理し、ブランド米としての評価を確かなものとするため、県が「金色の風」の作付経営体を登録することとし、必要な事項を定める。

(登録の対象となる経営体)

第2条 登録の対象となる経営体は、奥州市、一関市、金ヶ崎町、平泉町の標高120m以下の地帯であって別に定める「金色の風」の栽培適地に、水稻を作付けする農業者、法人及び生産者組織とする。

2 生産者組織とは、規約を有し栽培方法や使用する資材などを統一している組織をいう。

(作付経営体の要件等)

第3条 県が「金色の風」作付経営体として登録する経営体は、次の(1)から(2)の要件を満たし、(3)及び(4)に同意する者とする。

(1) 基本的要件

- ア 栽培適地内の水田において栽培すること。ただし、栽培適地の境界付近のほ場については、現地営農指導の立場から、過去の生育状況を踏まえ、栽培適地のほ場と同等の収量・品質等が期待できるものと判断した場合、作付け可とする。
- イ 「金色の風」の販売を行う者であること。

(2) 技術的要件

- ア 農産物検査で、一等米比率の過去2年間の平均が、95%以上であること。
- イ 「金色の風」栽培マニュアルに基づき、品質目標の達成に取り組めること。

(3) 遵守事項

- ア 種子の譲渡、自家採種を行わないこと。
- イ 金色の風栽培研究会等が主催する講習会、研修会、検討会に参加し、指導事項等を生産に反映できること。
- ウ 玄米タンパク質含有率や食味等により、品質・食味がブランド価値を損なうものでないか総合的に判断し、品質・食味に優れるものを出荷・販売すること。
- エ 収穫物は、自家消費を除き、全量出荷・販売に努めること。
- オ ブランドイメージの向上に効果的な販売計画を作成し、実践すること。
- カ 「金色の風」の計画的な生産、品質管理並びに販売など関係書類を整理保管すること。

(4) 個人情報の取扱い

- ア 作付経営体登録申請に係る要件確認書のうち、農産物検査の一等米比率については、登録検査機関に照会し、確認することに同意すること。
 - イ 作付経営体登録申請に係る各書類の記載内容を、栽培指導を実施する関係機関・団体に提供することに同意すること。
- ※ 県は、作付経営体登録申請書に記載された個人情報は、栽培指導の目的以外に使用しないこととし、岩手県個人情報保護条例に基づき適正に管理するものとする。

(登録の申請)

- 第4条** 県は、「金色の風」の作付けを希望する経営体を一定の期間を設けて募集する。
- 2 作付けを希望する経営体は、「金色の風」作付経営体登録申請書・要件確認書（様式第1－1号）、及び販売計画書（様式第1－2号）を添付し、市町村へ提出する。
 - 3 市町村は同条第2項の提出書類を受け付け、市町村による登録申請者一覧（様式第1－3号）に取りまとめ、提出書類とともに広域振興局農政担当部長または農林振興センター所長（以下「振興局農政担当部長等」という）へ提出する。
 - 4 農業協同組合は、農業協同組合による登録申請者一覧（様式第1－4号）により経営体を取りまとめ、振興局農政担当部長等へ提出する。

(作付経営体の登録要件確認)

- 第5条** 振興局農政担当部長等は、市町村及び農業協同組合から第4条による書類の提出があった場合は「金色の風」作付経営体登録申請者一覧（様式第2号）に取りまとめ、別に定める「金色の風」作付経営体登録要件確認要領により、経営体の要件を確認する。
- なお、確認にあたっては、要件確認書に記載された内容について市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農産物検査における登録検査機関へ照会することができる。

(作付面積の報告と調整)

- 第6条** 振興局農政担当部長等は、要件を満たした作付予定面積を取りまとめ、岩手県農林水産部農産園芸課総括課長（以下「農産園芸課総括課長」という。）に報告する。
- 2 農産園芸課総括課長は種子の不足があった場合、作付面積合計と必要な種子量を勘案した上で作付面積を調整し、振興局農政担当部長等に通知する。

(登録)

- 第7条** 振興局農政担当部長等は、第5条による要件を満たした申請者を作付経営体として登録し、個人申請者に対しては「金色の風」作付経営体登録通知書（様式第3－1号）により通知し、第4条第3項により農業協同組合が取りまとめて申請した経営体については、当該農業協同組合に対して「金色の風」作付経営体登録通知書（様式第3－2号）により一括して通知する。

- なお、第6条により作付面積を調整した場合は、調整後の作付面積を通知する。
- 2 振興局農政担当部長等は、第5条により要件を満たさないと認められた申請者を作付経営体として登録しないものとし、当該申請者に対して、「金色の風」作付経営体要件確認結果通知書（様式第4号）によりその理由を付して通知する。
 - 3 振興局農政担当部長等は、前2項による通知の内容について、農産園芸課総括課長に報告する。
 - 4 振興局農政担当部長等は、「金色の風」作付経営体登録申請者一覧（様式第2号）を、市町村及び農業協同組合に情報提供する。

(登録内容の変更)

第8条 作付経営体は、各申請書類に記載した内容に変更が生じたときは、「金色の風」作付経営体登録変更申請書（様式第5号）により、速やかに振興局農政担当部長等に届け出なければならない。

2 振興局農政担当部長等は、前項の変更の内容について、農産園芸課総括課長に報告する。

(報告の徴収等)

第9条 振興局農政担当部長等は、作付経営体に対して「金色の風」の生産・販売に係る報告等を求めることができる。

(登録の取消)

第10条 振興局農政担当部長等は、作付経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録されたとき。
- (2) 第8条による届出について、その内容が作付経営体の要件を満たさないと認めるとき。
- (3) 第9条に規定する報告等を正当な理由無く拒否したとき。
- (4) その他「金色の風」のブランド化に重大な支障を及ぼす恐れのある行為があったとき。

(補則)

第11条 この要綱のほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年産から適用するもの。

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

この要綱は、令和7年9月25日から施行する。

令和 年産「金色の風」作付経営体登録申請書・要件確認書

○○広域振興局○○部長(○○部○○農林振興センター所長) 様

※太枠内に必要事項を記入してください

1 申請者

氏名・名称			
所在地	郵便番号	〒	
	住所		
担当者氏名			
電話番号			
FAX番号			

※1 法人及び組織の場合、規約及び構成員名簿を添付すること

2 作付場

	(1) 作付場の所在地		(2) 作付場の標高	(3) 作付予定面積
	市町村名	所在地 ^{※2}		
独自販売分			m	a
			m	a
			m	a
JA出荷分 ^{※3}				a
合計				a

※2 所在地は集落単位でまとめて記載すること

※3 独自販売分のほか、JA出荷を行う場合は面積を記入すること(別途、JAへの申込も必要)。

3 作付経営体の要件等 ※同意する場合○を記入

(1) 基本的要件		(2) 技術的要件		(3) 遵守事項						(4) 個人情報
ア 栽培適地内で 栽培している こと	イ 「金色の風」 の販売を行 う者	ア 一等米比率 の過去2年 間の平均が 95%以上	イ 栽培マニュアル の遵守し、品質 目標の達成に取 り組める	ア 種子の譲 渡、自家採 種は行わな い	イ 栽培研究会が主 催する講習会等 への参加し、指 導事項等を反映 できる	ウ 玄米タンパク質含有率 や、品質、食味を総合 的に判断し、品質、食 味に優れるものを出荷 (販売) する	エ 収穫物は自 家消費を除 き、全量出 荷(販売) に努める	オ ブランドイメ ージの向上に効果 的な販売計画を 作成とし、実践 する	カ 計画的な生産、 品質管理並びに 販売など関係書 類の整理保管す る	個人情報の取 扱いについ て、同意する

注意：・正規販売以外からの種苗の入手や、増殖した種苗の譲渡は禁止されています。(種苗法違反)

・県が現地確認する場合があります。

(様式第1－2号)

販売計画書

申請者

番号	販売先名称 (所在地(市町村まで))	販売数量	販売区分	摘要(販売方法、期間、精米・玄米、単価、その他)
例	○○○株式会社 (岩手県○○市)	○kg	特栽 一般	インターネット通販、通年販売、 精米、○円/30kg 税込
1	()		特栽 一般	
2	()		特栽 一般	
3	()		特栽 一般	
4	()		特栽 一般	
5	()		特栽 一般	

該当するものにチェック☑を記入

項目	取組計画
出荷前の品質の確保対策	<input type="checkbox"/> 調製施設を活用した均質化 <input type="checkbox"/> 食味計やリモートセンシングを活用したタンパク質含有率の確認 <input type="checkbox"/> 分析機器による食味値の確認 <input type="checkbox"/> 試食による食味の確認 <input type="checkbox"/> その他
販売促進に向けた情報発信、PR等の活動	<input type="checkbox"/> ホームページやSNS等を活用した情報発信 <input type="checkbox"/> のぼり、ポスター、ちらし、POP等のPR資材の活用 <input type="checkbox"/> 販売先との意見交換の実施 <input type="checkbox"/> 田植え・稲刈り等の体験学習や消費者交流の受け入れ <input type="checkbox"/> イベントへの出展 <input type="checkbox"/> その他

※本紙に書ききれない場合は、任意様式に取りまとめ「別紙のとおり」と記載。

(様式第1-3号)

市町村による登録申請者一覧

市町村名		
集計	経営体数	0
	作付面積 (a)	0

(様式第1-4号)

農業協同組合による登録申請者一覧

農業協同組合名	○○農業協同組合		
市町村名		集計	経営体数 0

(様式第2号)

「金色の風」作付経営体登録申請者一覧

市町村名		集計	経営体数	独自販売分	0	J A出荷分		合計	0
作付面積 (a)	独自販売分		0	J A出荷分		合計	0		

(様式第3-1号)

令和 年 月 日

申請者宛て

広域振興局の農政担当部長
(農林振興センター所長)

令和 年産「金色の風」作付経営体登録通知書
「金色の風」作付経営体登録要綱に基づき、令和 年産「金色の風」作付経営体として下記のとおり登録します。

記

作付経営体の氏名・名称	作付面積 (a)	配分できる上限種子量 (kg)

※種子を購入する際、購入先にこの通知書を必ず提示してください。

※生産物を販売する際、販売先に求められた場合は、この通知書を提示してください。

※種子供給が不足する事態となった場合は、配分種子量を調整させていただくことがあります。

※上記の作付面積及び配分できる上限種子量は、個別申請（独自販売）分です。JA出荷分については、各JAの指示に従ってください。

(様式第3-2号)

令和 年 月 日

農業協同組合宛て

広域振興局の農政担当部長
(農林振興センター所長)

令和 年産「金色の風」作付経営体登録通知書
「金色の風」作付経営体登録要綱に基づき、令和 年産「金色の風」作付経営体として下記
のとおり登録します。

記

経営体数	作付面積 (a)	配分できる上限種子量 (kg)

※登録する経営体の内訳は、別添「農業協同組合による登録申請者一覧」(様式第1-5号)
のとおり。

※種子供給が不足する事態となった場合は、配分種子量を調整させていただくことがあります。

(様式第4号)

令和 年 月 日

申請者宛て

広域振興局の農政担当部長
(農林振興センター所長)

令和 年産「金色の風」作付経営体要件確認結果通知書

このことについて、作付経営体として登録しないこととし、要件確認結果を通知します。

記

作付経営体として登録しないこととした理由

(満たさないと認められた作付経営体の要件を具体的に記載)

(様式第5号)

令和 年 月 日

○○広域振興局○○部長 (○○部○○農林振興センター所長) 様

申請者

所在地

氏名・名称

令和 年産「金色の風」作付経営体登録変更申請書

このことについて、下記により、書類を添付し変更申請します。

記

1 変更を行う内容

2 添付書類

- (1) 令和 年産「金色の風」作付経営体登録申請書・要件確認書（様式第1-1号）

※ 農業協同組合による変更申請の場合は、農業協同組合による登録申請者一覧（様式第1-4号）を添付すること。

- (2) 販売計画書（様式第1-2号）